

**第19回会議** **提案事項** **別紙**

**西伯町・会見町合併協議会**

**平成16年1月15日**

## 2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 社会福祉業務）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
社会福祉				
各種委員				
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員数 民生委員 20 人 主任児童委員 2 人</li> <li>・ 任期 3 年 H13.12.1 から H16.11.30</li> <li>町補助金 900,000 円 . (15 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員数 民生委員 11 人 主任児童委員 2 人</li> <li>・ 任期 3 年 H13.12.1 から H16.11.30</li> <li>町民児協補助 333,000 円(15 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員数 町で人数に差があるが、各地区に必要な数を配置する前提で考えると、現人数は維持が必要</li> <li>・ 町補助金 金額に格差がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員数 両町の委員数を継続する</li> <li>・ 町補助金 新町において調整する</li> </ul>
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	民生委員法	民生委員法		
民生児童委員協議会	民生児童委員協議会 年 12 回開催	町民生児童委員協議会 年 10 回開催	開催回数が違う。	西伯町の例による。
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)				
民生委員推薦会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定数 14 名</li> <li>・ 報酬 会長 5,600 円 委員 5,400 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員推薦会</li> <li>・ 定数 14 名</li> <li>・ 報酬 5,200 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員数 同数である H16.8 頃(合併前): 推薦会開催予定 (次期民生委員選出)</li> <li>・ 報酬が違う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員数 新町において調整する (各町同数の委員選出)</li> <li>・ 報酬 総務企画部会の報酬審議の中で調整する。</li> </ul>
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	民生委員法施行令、町条例	民生委員法施行令、町条例		
行政相談委員	1 名(町が推薦し国が任命する。) 毎月相談会 1 回開催	1 名(町が推薦し国が任命する。) 毎月相談会 1 回開催	なし	両町の制度を継続する。
(担当課)	町民生活課	町民生活課		
(根拠法令)	行政相談員法	行政相談員法		

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
保護司  (担当課) (根拠法令)	・委員数 7名 西伯保護区 ・任期 2年	・委員数 2名 西伯保護区 ・任期 2年	なし	両町の例による。 (国の制度)
慰霊祭 献花式  (担当課) (根拠法令)	実施していない。	年1回(9月)で実施 年1回(8月15日)2箇所を実施  町民生活課	会見町 実施 西伯町 未実施	新町で調整する。
行旅死病人等援護  (担当課) (根拠法令)	行旅死病人等救護 町民生活課 行旅病人及び死亡人取扱法	行旅死病人等救護 町民生活課 行旅病人及び死亡人取扱法	なし	両町の例による。
放浪者援護  (担当課) (根拠法令)	公用車で最寄の駅まで送る 町民生活課	公用車で最寄の駅まで送る 町民生活課	なし	両町の例による。
災害甲慰金等  (担当課) (根拠法令)	災害甲慰金支給等 ・甲慰金 主たる生計者 500万円 その他 250万円 ・障害見舞金 主たる生計者 250万円 その他 125万円 町民生活課 町災害甲慰金の支給などに関する条例、施行規則	災害甲慰金支給等 ・甲慰金 主たる生計者 500万円 その他 250万円 ・障害見舞金 主たる生計者 250万円 その他 125万円 福祉保健課 町災害甲慰金の支給などに関する条例、施行規則	なし	両町の例による。

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
シルバー人材センター (担当課) (根拠法令)	補助金(平成15年度) 6,940,317円 町民生活課	補助金(平成15年度) 3,774,236円 総務課		補助金は継続する。
あいのわ銀行 (担当課) (根拠法令)	ボランティアの時間預託制度 協力会員 500名 利用会員 200名 対象範囲 福祉サービス 点数有償 その他のサービス 点数記録 基金 3000万円 事務局 社会福祉協議会へ運営委託 健康福祉課 あいのわ銀行設置条例 あいのわ銀行基金条例	なし	西伯町 あり 会見町 なし	西伯町の例による。
母子父子家庭福祉				
中学卒業記念、入学 支度金等 (担当課) (根拠法令)	・小中学校入学支度金 母子家庭児童 10,000円 町民生活課 県入学支度金要綱	・小中学校入学支度金 母子家庭児童 10,000円 福祉保健課 県入学支度金要綱	なし	両町の制度を継続する。 (県の制度)
災害遺児手当 (担当課) (根拠法令)	・災害遺児手当 2,000/月 町民生活課 町災害遺児手当支給条例	・災害遺児手当 2,000/月 福祉保健課 町災害遺児手当支給条例	なし	両町の制度を継続する。 (県の制度)
児童福祉手当 (町単独)	・支給対象者 障害児又は遺児の扶養者 対象障害児とは、20歳未満の者 対象遺児とは両親が死亡したもの、又は 父母が離婚した義務教育終了前の 児童で災害遺児に該当しない者 ・支給額 2,000円/月 ・該当者 約90名	なし	西伯町 あり 会見町 なし	西伯町の例による。 ただし、所得制限を設ける。

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
母子小口貸付  (担当課) (根拠法令)  母子福祉年金	町民生活課 西伯町児童福祉手当条例			
	・ 母子小口貸付 600,000 円 1 口 20,000 円	・ 母子小口貸付 200,000 円 1 口 20,000 円		両町の制度を継続する。
	町民生活課 県母子福祉小口貸付事業要領	福祉保健課 母子福祉小口貸付事業要領		
	なし	・ 対象 義務教育課程にある母子家庭の母で児童を養育するもので 1 年以上在住しているもの ・ 支給額 年 5,000 円 ・ 該当者 約 18 名		児童福祉手当（町単独）に統合する。
	福祉保健課 会見町母子福祉年金規則			

## 2 町の施策の調整方針（住民福祉部会 国民健康保険事業の取扱いについて）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
国民健康保険	1、給付関係 ・一般被保険者 3歳以上70歳未満一部負担金 3割 70歳以上一般一部負担金 1割 70歳以上一定以上所得者一部負担金 2割 3歳未満一部負担金 2割 ・退職本人一部負担金 3歳以上70歳未満一部負担金 入院・入院外 3割 70歳以上一般一部負担金 入院・入院外 1割 70歳以上一定以上所得者一部負担金 入院・入院外 2割 ・退職被扶養者一部負担金 3歳以上70歳未満一部負担金 入院・入院外 3割 70歳以上一般一部負担金 入院・入院外 1割 70歳以上一定以上所得者一部負担金 入院・入院外 2割 3歳未満一部負担金 入院・入院外 2割 （根拠法令 国保法） 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 20,000円	1、給付関係 ・一般被保険者 3歳以上70歳未満一部負担金 3割 70歳以上一般一部負担金 1割 70歳以上一定以上所得者一部負担金 2割 3歳未満一部負担金 2割 ・退職本人一部負担金 3歳以上70歳未満一部負担金 入院・入院外 3割 70歳以上一般一部負担金 入院・入院外 1割 70歳以上一定以上所得者一部負担金 入院・入院外 2割 ・退職被扶養者一部負担金 3歳以上70歳未満一部負担金 入院・入院外 3割 70歳以上一般一部負担金 入院・入院外 1割 70歳以上一定以上所得者一部負担金 入院・入院外 2割 3歳未満一部負担金 入院・入院外 2割 （根拠法令 国保法） 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 20,000円	なし	両町の制度を継続する。 （国の制度）
(担当課)	町民生活課	町民生活課		
(根拠法令)	西伯町国保条例	会見町国保条例		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	2、運営協議会委員 被保険者代表 2人 公益代表 2人 保険医・薬剤師代表 2人 計 6人 任期 2年 報酬 会長 5,600円 委員 5,400円	2、運営協議会委員 被保険者代表 2人 公益代表 2人 保険医・薬剤師代表 2人 計 6人 任期 2年 報酬 委員 5,200円	委員の人数調整  報酬が違う	新町発足時、新たに設置する各代表委員の人数は、新町で調整  総務企画部会の報酬審議で調整する。
	町民生活課	町民生活課		
	西伯町国保条例	会見町国保条例		
(担当課) (根拠法令)	3、税率 (平成15年度現在) 医療分 所得割額 5.70% 資産割額 43.00% 均等割額 23,500円 平等割額 24,300円 介護分 所得割額 0.50% 資産割額 6.00% 均等割額 4,500円 平等割額 3,400円 徴収回数 10回	3、税率 (平成15年度現在) 医療分 所得割額 6.54% 資産割額 28.80% 均等割額 23,000円 平等割額 19,500円 介護分 所得割額 0.75% 資産割額 4.87% 均等割額 4,800円 平等割額 2,700円 徴収回数 4回	税率が違う 徴収回数が違う	・税率 17年度から統一する。 ・徴収回数 西伯町の例による。
	町民生活課	税務財政課		
	西伯町国保税条例	会見町国保税条例		
(担当課) (根拠法令)	4、保健事業 健康まつり 講演、展示物	4、保健事業 健康福祉まつり 食生活改善試食 スポーツ大会	事業実施内容が違う	新町で調整する。
	医療費通知 年6回	医療費通知 年6回	特になし	両町の制度を継続する。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	無診療者表彰 実施していない	無診療者表彰 ・1年以上の無診療者に記念品を贈呈 1年間無診療者 2,000円相当 2年間無診療者 2,000円相当 3年間以上無診療者 3,000円相当 5年間以上無診療者 10,000円相当 10年間以上無診療者 13,000円相当	会見町 実施 西伯町 実施していない	会見町の例による。 記念品・表彰基準については新町で調整する。
	その他の事業 保険事業ポスターの配布 健康小冊子配布	その他の事業 健康カレンダー全戸配布 健康小冊子配布	内容が違う	事業を継続する。 内容については、新町で調整する。
(担当課)	町民生活課	町民生活課		
(根拠法令)	西伯町国保条例	会見町国保条例		
	5、高額療養費の受領委任払い ・9病院と契約	5、高額療養費の受領委任払い ・6病院と契約	契約病院数が違う	両町の制度を継続する。
	(担当課)	町民生活課		
(根拠法令)	西伯町国民健康保険高額療養費受領委任払いに関する実施要綱	会見町国民健康保険高額療養費受領委任払実施要綱		
	5、被保険者証 現在 1世帯1保険証、 被保険者1人1枚も可 短期被保険者証発行 資格証明書発行	5、被保険者証 現在 1世帯1保険証、 被保険者1人1枚も可 短期被保険者証発行 資格証明書発行	なし	両町の制度を継続する。
	(担当課)	町民生活課		
(根拠法令)	国保法 西伯町国保短期被保険者証交付要綱 西伯町国保資格証明書の発行に係る取扱要綱	国保法 会見町国保短期被保険者証交付要綱 会見町国保資格証明書の発行に係る取扱要綱		



## 2 町の施策の調整方針について （総務企画部会・企画分科会）交通安全関係

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
1. 交通安全指導員 組織  (担当課) (根拠法令)	西伯町交通安全指導員会 指導員 11名 (会長 1名、副会長 2名)  企画政策課(矢田貝)	会見町交通指導員協議会 指導員 6人 (会長 1名)  町民生活課(岩田)	名称が違う 人数が違う	合併時に組織を統合する。 指導員数については、各町 の員数を継続する。 指導員数 17名 会長1名、副会長2名 協議会
指導員の任命及び任期 等  (担当課) (根拠法令)	西伯町交通安全指導員 ・任期 2年(改選 平成16年4月) 再任を妨げない  企画政策課(矢田貝)	会見町交通安全指導員 ・任期 2年(改選 平成17年10月) 再任を妨げない  町民生活課(岩田)	改選期が違う	西伯町の例による。 任命については、新町で新 たに委嘱する。
報酬・費用弁償  (担当課) (根拠法令)	西伯町交通安全指導員設置運営要綱 ・報酬 指導員 53,000円(年額) ・費用弁償 なし  企画政策課(矢田貝)	会見町交通安全指導員設置要綱 ・報酬 指導員 49,900円(年額) ・費用弁償 なし  町民生活課(岩田)	報酬が違う	報酬については、総務企画 部会の報酬審議の中で調 整する。
行事、大会等の活動  (担当課) (根拠法令)	西伯町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例第2条 ・各交通安全運動期間中の街頭指導(9箇所) ・各種行事(皆生トライアスロン、緑水湖マラソン 等)の交通整理 ・緑水湖花火大会の交通整理  企画政策課(矢田貝)	会見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例第2条関係 ・各交通安全期間中の街頭指導(6箇所) ・各種行事(皆生トライアスロン、読売マラソン等) の交通整理 ・夏祭り・会見町まつりの交通整理  町民生活課(岩田)	行事内容が違う	各町の活動を継続する。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
2. 交通安全対策会議  (担当課) (根拠法令)	西伯町交通安全対策会議 ・交通安全対策基本法に基づくもの ・会長 1人 町長 ・委員 県1人、警察1人、町の職員1人、交通安全協会西伯町支部2名、町議会議員3人、教育長1人 合計9人 ・報酬 5,400円	会見町交通安全対策会議 ・交通安全対策基本法に基づくもの ・会長 1人 町長 ・委員 県1人、警察1人、町の職員3人、交通安全協会会見町支部2人、町議会議員1人、教育長1人 合計9人 ・報酬 5,200円	委員の選出人員が違う  報酬が違う	会見町の例による。 (交通安全対策基本法による市町村の委員の配置は県の配置に準ずる)  報酬については、総務企画部会の報酬審議の中で調整する。
	企画政策課(矢田貝)	町民生活課(岩田)		
	西伯町交通安全対策会議設置条例	会見町交通安全対策会議条例		
3. 交通安全大会・教室等  (担当課) (根拠法令)	西伯町交通安全町民大会 毎年開催(11月下旬頃) 高齢者交通安全教室 ・鶴寿大学(高齢者大学)交通安全教室 年2回開催(7月, 12月) ・老人福祉週間交通安全教室 西伯町老人福祉週間(9月中旬頃)期間中に開催	高齢者交通安全教室	事業内容が違う	16年度は各町の例による。 17年度以降は新町で調整する。
	企画政策課(矢田貝)	町民生活課(岩田)		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
4. 交通安全補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西伯町交通安全母の会連絡協議会補助金 30,000 円</li> <li>・西伯小学校 P T A 地域活動部補助金 40,000 円</li> <li>・すみれ保育園交通安全母の会補助金 20,000 円</li> <li>・つくし保育園交通安全母の会補助金 20,000 円</li> <li>・米子地区交通安全協会西伯町支部補助金 50,000 円</li> <li>・西伯町交通安全指導員会補助金 30,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会見小学校交通安全母の会補助金 200 人 × 182 円 + 3000 円 = 39,400 円</li> <li>会見第 2 小学校交通安全母の会補助金 17 人 × 182 円 + 3000 円 = 6,094 円</li> <li>さくら保育園交通安全母の会 67 人 × 182 円 + 3000 円 = 15,194 円</li> <li>ひまわり保育園交通安全母の会 51 人 × 182 円 + 3000 円 = 12,282 円</li> <li>米子地区交通安全協会会見町支部補助金 36,000 円</li> <li>会見町交通安全指導員会補助金 27,000 円</li> </ul>	補助金の算出方法・金額が違う	16年度は各町の例による。 17 年度以降は新町で調整する。
(担当課)	企画政策課(矢田貝)	町民生活課(岩田)		
(根拠法令)				
5. チャイルドシート助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャイルドシート助成事業</li> <li>6 歳未満児</li> <li>一人当たり上限 10,000 円</li> <li>領収書・保証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャイルドシート助成事業</li> <li>修学前まで</li> <li>一人当たり上限 10,000 円</li> <li>領収書・保証書</li> </ul>	対象の規定が違う	西伯町の例による。
(担当課)	町民生活課(湯浅)	町民生活課(岩田)		
(根拠法令)	西伯町年少者用補助乗車装置購入費補助金交付要綱	会見町年少者用補助乗車装置購入費補助金交付要綱		
6. 違法駐車等防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西伯町違法駐車等の防止に関する条例</li> </ul>	なし	西伯町のみ	西伯町の例による。
(担当課)	企画政策課(矢田貝)			
(根拠法令)	西伯町違法駐車等の防止に関する条例			

## 2 町の施策の調整方針について （総務企画部会 広報広聴業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 広報紙の発行  (担当課) (根拠法令)	広報さいはく 発行日 毎月1週の金曜日 部数 2,700部 頁数 A4 16頁 編集方法 業者委託 (FPD 依頼) 配布世帯数 約 2,330 世帯 配布方法 各区長へ依頼	広報あいみ ときめき発見 発行日 毎月第4金曜日 部数 1,550部 頁数 A4 12頁 編集方法 業者委託 配布世帯数 約 1,200 世帯 配布方法 各区長へ依頼 直送6件 町外 年4回		新町において発行することとし、発行方法等は新町発足までに決定する。
2. 行政情報の提供  (担当課) (根拠法令)	行政だより「まちのまど」 発行 毎月2回 部数 2,350部 編集方法 各担当者からの記事を word 編集 (A4 両面) 配布世帯 約 2,330 世帯 配布方法 各区長へ依頼	なし		西伯町の例により発行する。
3. 町勢要覧  (担当課) (根拠法令)	西伯町勢要覧 発行年月 H15年4月 2003年版	会見町勢要覧 発行年月 H13年3月 2001年版		平成16年度中に新町版を発行する。
4. 広聴関係  (担当課) (根拠法令)	なんでも相談窓口 (行政、民事 etc) ・ホームページに設置し、いつでも誰でも行政に対する要望・相談等を行うことができる。	行政相談システム (ホームページ) ・ホームページに設置し、いつでも誰でも行政に対する要望・相談等を行うことができる。		両町の例による

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
5.町誌	西伯町誌 3000円 (昭和50年3月31日発行) 西伯町誌人物編 3500円 (昭和59年3月31日発行) 在庫有り	会見町誌 (昭和48年5月10日発行) 在庫なし 会見町誌(続編) 町民2000円 町民以外6000円 (平成7年11月10日発行) 在庫有り	西伯町は平成15年度 に着手  会見町は今後着手	旧町誌の作成事務は、新町 に引き継ぐ。
(担当課)	総務課(田辺)	教育委員会		
(根拠法令)				

## 特別職の報酬の取り扱いについて

職名		現 況				課題	調整方針
		西 伯 町		会 見 町			
二役等	町長	780,000	円 / 月	780,000	円 / 月	同一である	両町の例による
	助役	624,000	円 / 月	624,000	円 / 月	同一である	両町の例による
	教育長	585,000	円 / 月	585,000	円 / 月	同一である	両町の例による
	上記の期末手当	給料月額 × 20 / 100 × 3.3		給料月額 × 20 / 100 × 3.3		同一である	両町の例による
	費用弁償	別表		別表			
行政委員会委員	教育委員会委員長	41,300	円 / 月	39,700	円 / 月	会見町が少額	会見町の例による
	教育委員会委員	26,700	円 / 月	25,700	円 / 月	会見町が少額	会見町の例による
	選挙管理委員会委員長	5,600	円 / 日	5,400	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	選挙管理委員会委員	5,400	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	監査委員 識見	7,400	円 / 日	7,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	監査委員 議会	5,800	円 / 日	5,600	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	農業委員会会長	41,300	円 / 月	39,700	円 / 月	会見町が少額	会見町の例による
	農業委員会職務代理	32,000	円 / 月	30,800	円 / 月	会見町が少額	会見町の例による
	農業委員会委員	26,700	円 / 月	25,700	円 / 月	会見町が少額	会見町の例による
	固定資産評価審査委員会委員	5,400	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による

## 特別職の報酬の取り扱いについて

職名		現		況		課題	調整方針	
		西伯町		会見町				
審議会・委員会等	東長田財産区管理会の委員	会長	5,600	円/日	該当なし		西伯町のみ職	会見町の日額報酬の例による
		委員	5,400	円/日				
	防災会議の委員	会長	5,600	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円/日				
	消防審議会の委員	会長	5,600	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円/日				
	水防会議の委員	会長	5,600	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円/日				
	総合計画審議会の委員	会長	5,600	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円/日				
	交通安全対策会議の委員		5,400	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
	環境審議会の委員	会長	5,600	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円/日				
	特別土地保有税審議会の委員	会長	5,600	円/日	5,200	円/日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円/日				
	区長	平等割	57,400	円/年	51,100	円/年	41世帯以下は 会見町が少額	区長の報酬を通じて 西伯町の例による。
		世帯割	1,500	円/軒/年	1,650	円/軒/年		
		会長手 当	該当なし		6,000	円/年	会見町のみ支給	
		副会長 手 当	該当なし		4,000	円/年	会見町のみ支給	
選挙長		10,700	円/選挙	10,700	円/選挙	同一である	両町の例による	
投票管理者		12,700	円/日	12,700	円/日	同一である	両町の例による	
開票管理者		10,700	円/選挙	10,700	円/選挙	同一である	両町の例による	
投票立会人（立会8時間以上）		10,800	円/日	10,800	円/日	同一である	両町の例による	
投票立会人（立会8時間未満）		6,500	円/日	6,500	円/日	同一である	両町の例による	

## 特別職の報酬の取り扱いについて

職名	現 況		課題	調整方針			
	西 伯 町	会 見 町					
交通安全指導員	53,000	円 / 年	49,900	円 / 年	会見町が少額	会見町の例による	
民生委員推薦会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
国保運営協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
隣保館運営審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
隣保館長	30,300	円 / 月	100,700	円 / 月	勤務時間が異なるため、報酬が異なる。	各町の例による	
生活相談員	172,500	円 / 月	172,500	円 / 月	同一である	両町の例による	
農政審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
農用地高度利用 / 農地流動化推進協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
構造政策推進協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	該当なし		西伯町のみ職	会見町の日額報酬の例による
	委員	5,400	円 / 日				
地域整備促進協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	該当なし		西伯町のみ職	会見町の日額報酬の例による
	委員	5,400	円 / 日				
松食い虫被害対策地区推進協議会委員	該当なし		5,200	円 / 日	会見町のみ職	会見町の例による	
中山間地域農村活性化総合整備事業推進協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	該当なし		西伯町のみ職	会見町の日額報酬の例による
	委員	5,400	円 / 日				
公民館地区協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
公民館運営審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
文化財保護審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				
スポーツ振興審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
	委員	5,400	円 / 日				

審議会・委員会等



## 特別職の報酬の取り扱いについて

職名			現 況		課題	調整方針		
			西 伯 町	会 見 町				
審議会・委員会等	給食運営委員会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円 / 日				
	中央公民館長（合併後同等の事務を行う職に適用）		164,500	円 / 月	100,700	円 / 月	勤務日数が異なるため、報酬が異なる。	週3日勤務の場合は会見町の例、週5日程度勤務の場合は西伯町の例による。
	社会教育委員		12,400	円 / 年	10,400	円 / 年	会見町が少額	会見町の例による
	人権教育推進員		172,500	円 / 月	172,500	円 / 月	同一である	両町の例による
	体育指導員		28,000	円 / 年	28,000	円 / 年	同一である	両町の例による
	地区公民館主事		135,200	円 / 年	該当なし		西伯町のみ職	西伯町の例による
	地籍調査推進協議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円 / 日				
	表彰条例制定委員会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円 / 日				
	表彰審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円 / 日				
	あらゆる差別をなくする審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による
		委員	5,400	円 / 日				
行政改革推進委員会の委員	会長	5,600	円 / 日	5,200	円 / 日	会見町が少額	会見町の例による	
	委員	5,400	円 / 日					
名誉町民選考審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	該当なし		西伯町のみ職	会見町の日額報酬の例による	
	委員	5,400	円 / 日					
公共料金審議会の委員	会長	5,600	円 / 日	該当なし		西伯町のみ職	会見町の日額報酬の例による	
	委員	5,400	円 / 日					

集落規模別区長報酬比較表

区分	西伯町方式	会見町方式		
平等割額	57,400	51,100	高額となる方式	
世帯割額	1,500	1,650		
世帯数	11	73,900	西伯町方式	
	12	75,400	西伯町方式	
	13	76,900	西伯町方式	
	14	78,400	西伯町方式	
	15	79,900	西伯町方式	
	16	81,400	西伯町方式	
	17	82,900	西伯町方式	
	18	84,400	西伯町方式	
	19	85,900	西伯町方式	
	20	87,400	西伯町方式	
	21	88,900	西伯町方式	
	22	90,400	西伯町方式	
	23	91,900	西伯町方式	
	24	93,400	西伯町方式	
	25	94,900	西伯町方式	
	26	96,400	西伯町方式	
	27	97,900	西伯町方式	
	28	99,400	西伯町方式	
	29	100,900	西伯町方式	
	30	102,400	西伯町方式	
	31	103,900	西伯町方式	
	32	105,400	西伯町方式	
	33	106,900	西伯町方式	
	34	108,400	西伯町方式	
	35	109,900	西伯町方式	
	36	111,400	西伯町方式	
	37	112,900	西伯町方式	
	38	114,400	西伯町方式	
	39	115,900	西伯町方式	
	40	117,400	西伯町方式	
	41	118,900	西伯町方式	
	42	120,400	120,400	
	43	121,900	122,050	会見町方式
	44	123,400	123,700	会見町方式
	45	124,900	125,350	会見町方式
	46	126,400	127,000	会見町方式
	47	127,900	128,650	会見町方式
	48	129,400	130,300	会見町方式
	49	130,900	131,950	会見町方式
	50	132,400	133,600	会見町方式
	51	133,900	135,250	会見町方式
52	135,400	136,900	会見町方式	
53	136,900	138,550	会見町方式	
54	138,400	140,200	会見町方式	
55	139,900	141,850	会見町方式	
56	141,400	143,500	会見町方式	
57	142,900	145,150	会見町方式	
58	144,400	146,800	会見町方式	
59	145,900	148,450	会見町方式	
60	147,400	150,100	会見町方式	

## 2町の施策の調整方針について (総務企画部会 手数料の取り扱いについて)

手数料徴収条例以外に規定されたもの(未協議分)

手数料の種類	西伯町	会見町	課題	調整方針
督促手数料	80円/通	80円/通	同一の取り扱い	両町の例による。
延滞金付加率:1月以内	4.1%	4.1%	同一の取り扱い	両町の例による。
延滞金付加率:1月超	14.6%	14.6%	同一の取り扱い	両町の例による。
(根拠法令)	西伯町督促手数料及び延滞金徴収条例	会見町督促手数料及び延滞金徴収条例		
納税証明書交付手数料	300円/枚	300円/枚	同一の取り扱い	両町の例による。
上記の枚数の計算基準	年度、税目、事項別	年度、税目、事項別	同一の取り扱い	両町の例による。
車検(継続審査)に関するもの	徴収しない	徴収しない	同一の取り扱い	両町の例による。
(根拠法令)	西伯町税条例	会見町税条例・同施行に関する規則		
ホームヘルパー派遣手数料	別表1の通り		区分、額とも異なる	西伯町の例による。
(根拠法令)	西伯町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例	会見町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例		
高齢者介護予防事業手数料	別表2の通り		同一の取り扱い	両町の例による。
生活支援事業手数料	事業を実施していない	別表2の通り	会見町のみ実施	会見町の例による。
(根拠法令)		会見町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例		
し尿処理	180円/18L	180円/18L	同一の取り扱い	両町の例による。
処理業者許可:一般廃棄物	2,100円/件	2,100円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
処理業者許可:浄化槽清掃	2,100円/件	2,100円/件	同一の取り扱い	両町の例による。
上記2項目に係る再交付	520円/件	1,050円/件	額が異なる。	会見町の例による。
(根拠法令)	西伯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	会見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
墓地・霊地使用許可事項変更・再交付	なし	100円/枚	取り扱いが異なる。	西伯町の例による。
(根拠法令)	西伯町営墓地の設置及び管理に関する条例	会見町円山墓地条例・会見町宮前墓地条例		

別表1:ホームヘルパー派遣手数料

生計中心者の前年の所得税課税年額(前年の所得税課税年額が確定していない場合は、前前年の所得税課税年額)	手数料(円/時間)	
	西伯町	会見町
生活保護法による被保護世帯	0	150
非課税世帯	0	
10,000円以下のとき	250	
10,000円を超え30,000円以下のとき	400	240
30,000円を超え80,000円以下のとき	650	390
80,000円を超え140,000円以下のとき	850	510
140,000円を超えるとき。	950	570

別表2:介護予防及び生活支援事業手数料

事業	利用階層区分	手数料(円/回)	
		西伯町	会見町
生きがい活動支援通所事業	生活保護法による被保護世帯	0	0
	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	200	200
	生計中心者が前年所得税課税の世帯	400	400
軽度生活支援事業	生活保護法による被保護世帯	-	0
	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	-	100
	生計中心者が前年所得税課税の世帯	-	200

## 2 町の施策の調整方針について (総務企画部・出納分科会 財産の取扱いについて)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
有価証券等	(有価証券)	(有価証券)		新町へ引き継ぐ
H14 年度末現在	なし	会見・岸本・溝口地域振興株式会社株券 6,250		
	(出資による権利) 単位千円	(出資による権利) 単位千円		
	鳥取県農業信用基金協会 3,290	鳥取県農業信用基金協会 2,360		
	鳥取県西部森林組合 1,901	鳥取県西部森林組合 950		
	鳥取県西部森林組合(東長田財産区) 5			
	南部土地開発公社 1,000	南部土地開発公社 1,000		
	鳥取県畜産物衛生指導協会 60	鳥取県畜産物衛生指導協会 30		
	西伯町地域振興会 2,000			
	鳥取県心身障害者スポーツ振興基金 685			
	鳥取県環境管理事業センター 600			
	鳥取県西部ふるさと振興基金 32,216	鳥取県西部ふるさと振興基金 17,682		
		グリーンパーク大山ゴルフ倶楽部 6,200		
		農業共済組合 64		
	国民年金福祉協会 9	国民年金福祉協会 5		
		(無体財産)		
		フーちゃんユークンに係る著作権(キャラクター使用権)		
(担当課)	出納室)			
(根拠法令)				

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	(出損金)	(出損金)		新町へ引き継ぐ
	鳥取県信用保証協会 2,057	鳥取県信用保証協会 663		
	ことぶき高齢者基金 310	ことぶき高齢者基金 150		
	鳥取県農業担い手育成基金 2,510	鳥取県農業担い手育成基金 1,940		
	鳥取県林業者就労促進基金 5,191	鳥取県林業者就労促進基金 1,654		
	鳥取県建設資源利用センター 100			
	暴力追放鳥取県民会議 1,096			
	鳥取県魚の豊かな川づくり基金 5,525	鳥取県魚の豊かな川づくり基金 4,200		
	鳥取県腎バンク 325			
	西伯町農村振興公社 6,000			
	とっとり政策総合研究センター 438			
	鳥取県建設技術センター 8			
	西部地域雇用環境整備基金 360			
	伯耆の国 5,000	伯耆の国 5,000		
	国際交流財団 1,416	国際交流財団 673		
	(貸付金) 単位千円	(貸付金) 単位千円		
	学校給食物資買付貸付金 101	学校給食物資買付貸付金 53		
	住宅新築資金等貸付金 93,160	住宅新築資金等貸付金 95,405		
		(物権)		
		水道水利権 (滝山湧水)		
		(不動産) 単位㎡		
		土地開発基金 51,098		
(担当課)	出納室			
(根拠法令)				

項目	現況		課題	調整方針	
	西伯町	会見町			
(担当課) (根拠法令)	特別会計 (預託金) 国民健康保険運営資金	2,760	特別会計 (預託金) 国民健康保険運営資金	1,481	新町へ引き継ぐ
	出納室				
基金	14年度末現在 (単位千円)		14年度末現在 (単位千円)		新町へ引き継ぐ
	財政調整基金	289,713	財政調整基金	10,759	
	減債基金	335,996	減債基金	356,777	
	公共施設等整備基金	30,885	公共施設整備基金	132,603	
	国際交流基金	53,577			
	高齢者福祉基金	1,370			
	あいのわ銀行基金	32,052			
	ふるさと事業基金	44,046	ふるさと創世基金	134,820	
	ふるさと農山村活性化基金	10,613			
	緑水園管理運営基金	47,956			
	肉牛特別導入事業基金	3,025			
	土地開発基金	184,364	土地開発基金	35,471	
	板祐生記念館用品調達基金	4,000	町営住宅建設基金	3,099	
	用品調達基金	3,000	人材育成基金	50,848	
	災害対策基金	3,000	地域振興基金	110,976	
			水と土保全対策基金	10,457	
	(担当課)	出納室	出納室		
(根拠法令)					

項目	現況		課題	調整方針	
	西伯町	会見町			
(担当課) (根拠法令)	特別会計		特別会計	新町へ引き継ぐ	
	国民健康保険準備基金	149,057	国民健康保険準備基金		118,419
	有楽苑運営基金	34,219	住宅資金事業償還基金		5,539
			簡易水道基金		20,041
			農業集落排水事業推進基金		31,536
	出納室				



# 合併協定書

(事務局原案)

西伯郡  
西伯町  
会見町

1 合併の方式について

西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃止して、両町の区域をもって新しい町を設置する合併とする。

2 合併の期日について

合併の期日は、平成16年10月1日とする。

3 新町の名称について

南部町（なんぶちょう）とする。

4 新町の事務所の位置について

（協議未了）

5 新町建設計画について

別添「南部町まちづくり計画」のとおりとする。

6 財産の取扱いについて

両町の財産（権利及び義務を含む）は全て新町に引き継ぐものとする。

7 議会の議員の定数の取扱いについて

新町の議会の議員の定数は16とする。

なお、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新町設置の日から50日以内に一般選挙を行う。

8 農業委員会委員の取扱いについて

（1）合併時における両町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」とする。）第8条第1項第1号の規定により平成17年7月19日まで在任する。

（2）新町発足後最初に執行する任期満了による選挙においては、選挙による委員の定数は18とし、現在の各町の区域を以て設置した選挙区ごとに選出する。なお、各選挙区の定数は、西伯町の区域は10、会見町の区域は8とする。

（3）新町発足後2回目以降の選挙による委員の選挙に関する事項は、新町において調整する。

## 9 特別職の職員の取扱いについて

- (1) 新町には収入役を置かないこととし、助役にその事務を兼掌させるものとする。
- (2) 町長、助役、教育長の任期は、各法令の定めるところによる。
- (3) 教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会の委員数、任期は各法令の定めるところによる。
- (4) 審議会、委員会等の附属機関は、現に両町に設置されていて新町に引き続いて設置する必要のあるものは、原則として統合するものとし、その他のものは新町発足後統合を図る。
- (5) 特別職の報酬額は、原則として会見町の例によることとし、「南部町まちづくり計画」に沿って削減を図る。

## 10 一般職の職員の身分の取扱いについて

- (1) 両町の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定に基づき新町の職員として引き継ぐこととする。
- (2) 職員数については、新町において定員の適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職名及び任用要件については、新町発足時に統一する。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化、財政の健全性維持の観点から総合的に調整し統一する。  
なお、新町発足時においては、旧町における給与を保証する。

## 11 条例・規則等の取扱いについて

合併協議会で決定した調整内容等に基づき、新町発足時に即時施行するもの、従来の内容のまま暫定的に施行するもの、漸次施行するものに区分して整備・施行する。

## 12 事務組織及び機構について

(協議未了)

## 13 広域連合・一部事務組合等の取扱いについて

次に掲げる広域連合等については、引き続き共同して事務処理を行うこととし、合併の日までに所要の調整を行うこととする。

・南部箕蚊屋広域連合

- ・西伯町ほか二か町清掃施設管理組合
- ・米子市ほか9か町村衛生施設組合(平成16年4月1日に統合予定)
- ・鳥取県西部広域行政管理組合
- ・鳥取県市町村消防災害補償組合
- ・鳥取県町村職員退職手当組合
- ・鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審議会
- ・鳥取県町村非常勤公務災害補償等認定委員会
- ・鳥取県町村非常勤公務災害補償等審査会
- ・西伯郡南部土地開発公社

#### 14 町税の取扱いについて

両町で取り扱い等が異なる事項については、次のとおりとする。

- (1) 過誤納還付金については、西伯町の例により遡及期間を10年とする。
- (2) 基準地点の統一など土地の評価に関する事項は、平成18年度の評価替えの際に調整する。
- (3) 納期前納付に対する報奨金の交付限度額の設定については、平成16年度においては各町それぞれの取り扱いとし、平成17年度に統一する。
- (4) 納税組合に対する報奨等については、平成16年度においては各町それぞれの取り扱いとし、平成17年度に統一する。

#### 15 使用料及び手数料の取扱いについて

##### (1) 使用料の取扱い

施設の使用料については、現行のとおりとする。

なお、徴収対象者については、合併時に統一する。

##### (2) 手数料の取扱い

両町が同一の取り扱いをしている事項についてはその取り扱いにより、いずれかの町のみが規程を設けている事項については、当該取り扱いによる。

##### (3) 占用料の取り扱い

両町が同一の取り扱いをしているので、その取り扱いによる。

#### 16 補助金等の取扱いについて

すでに協議された事項を除くほか、当面次の方針で新町発足後早い時期

に統一を図る。

なお、「南部町まちづくり計画」を踏まえて、補助金等の目的・効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行うこととする。

両町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、関係団体の理解と協力を得て組織統合を推進し、補助金を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

両町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみで実施している補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

他の補助金等と整理統合できる補助金等については、整理統合の方向で調整する。

## 17 字名の取扱いについて

(1) 新町での字の名称は、各町の字の名称とする。

(2) 新町において地方自治法第16条の規定に基づき公布する条例、規則その他の規程における字名の表記は、会見町の例によることとする。

## 18 公共的団体の取扱いについて

両町に共通している団体は、原則として新町発足時に統合するよう調整する。新町発足時に統合できない団体等については、新町発足後可能な限り早期に統合するよう調整する。

なお、独自の団体については、現行のとおりとする。

## 19 慣行の取扱いについて

町章、町民憲章、町の木・花、町の歌、各種宣言などは、新町において住民参画的手法により調整する。

表彰・顕彰制度は、新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町において引き続き顕彰する。

## 20 国民健康保険事業の取扱いについて

両町で取り扱い等が異なる事項については、次のとおりとする。

- ( 1 ) 税率及び徴収方法については、平成 1 6 年度は各町の取り扱いによることとし、平成 1 7 年度に統一する。
- ( 2 ) 保健事業は、新町において調整する。
- ( 3 ) 無診療者表彰は、会見町の例による。

21 介護保険事業の取扱いについて（趣旨再掲）

引き続き南部箕蚊屋広域連合において事務処理を行うこととする。

22 消防団の取扱いについて

- ( 1 ) 新町発足時に消防団を統一し、8分団とする。
- ( 2 ) 報酬の取扱いについては西伯町の例、出動手当については会見町の現行の基準による。
- ( 3 ) 団員の資格年齢については会見町の例により18歳以上48歳以下とする。

23 各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いの方針は、次のとおりとする。

( 1 ) 議会

常任委員会の構成及び委員数は、西伯町の例による。  
議会広報の発行は、西伯町の例による。

( 2 ) 選挙

投票区は、各町の例によることとする。  
開票区は1とし、開票所は新町において調整する。  
町長選挙、町議会議員選挙において選挙公報を発行する。

( 3 ) 防犯灯

防犯灯設置は、西伯町の方式による。

( 4 ) 総合計画審議会

町議会議員の委員は置かないこととする。  
公募等による委員を置くこととする。

( 5 ) 集落有施設等助成事業

集会所等の新築にあつては会見町、その他にあつては西伯町の例により助成する。

( 6 ) 定住促進奨励制度

西伯町の例によることとし、会見町の区域にあつては、新町発足以降に取得した住宅等を対象とする。

( 7 ) 国際交流・国内交流の取扱い

両町の交流を継続する。

( 8 ) 広報の取り扱い

町広報紙は、経費の削減に配慮しつつ発行する。

C A T Vの整備を前提にして、情報技術を活用した広報に取り組む。

( 9 ) 出納事務

相談業務については、各町の役場において窓口を設ける。

各町の指定金融機関等を引き続き新町の指定金融機関等に指定するものとする。

併せて、日本郵政公社において公金の取り扱いが行えるよう調整する。

( 10 ) 県からの権限移譲

いずれかの町が移譲を受けている事項について引き続き移譲を受ける。

( 11 ) 電算処理業務

原則として、会見町の方式に統一する。ただし、図書の管理システムは西伯町の方式によることとし、地籍データシステムについては、新町において調整する。

( 12 ) 防災

地域防災計画は、両町の現計画を基に新町において速やかに作成する。災害対策本部組織は、庁舎の利用形態を踏まえ、新町において速やかに構築する。

防災無線は、新町発足時に一元的運用を行えるよう調整する。

### (13) 交通安全

交通安全指導員組織は、新町発足時に統合する。

交通安全補助金は、平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

### (14) 地籍調査

各町の調査方針を継続するとともに、担当職員を増員し、全域の調査を早期に終了するよう努める。

### (15) ゴミ処理

両町で取り扱いが異なる事項については、次のとおりとする。

分別の区分は、会見町の例による。

収集回数は、分別区分に応じて回数の多い方に統一する。

ごみステーションの設置補助は、会見町の方式による。

不燃物用の収集袋の指定は行わないこととする。

### (16) 環境基本計画

西伯町の例により、新町で策定する。

### (17) ISO14001

新町発足後、全庁的に認証を取得し、維持する。

### (18) 健康対策

#### 疾病予防事業

両町で取り扱いが異なる中学3年生を対象とするインフルエンザ予防接種は実施することとし、費用の1割を保護者負担とする。

#### 母子保健事業

実施内容等を各町のいずれか水準の高い方に統一するよう調整する。

#### 食生活改善推進事業

会見町の補助金制度を適用する。

#### 高齢者の健康診査

基本健康診査は全額町負担、その他は原則として費用の1割を受診者負担として実施する。

### (19) 児童福祉



### 放課後児童クラブ

対象者は小学校1年生から3年生までとし、他の実施条件等を平成17年度に統一して実施する。

### 保育業務

ア 保育時間は、平成17年度以降午前7時30分から午後6時30分までに統一する。

イ 保育料は、平成17年度に統一することとし、新町において調整する。

## (20) 社会福祉

### 慰霊祭・献花式

新町において調整する。

### 町単独児童福祉手当・母子福祉年金

平成17年度から、児童福祉手当に統一する。

### あいのわ銀行

新町に引き継ぐ。

## (21) 障害者福祉

### ストマ装具補助

自己負担額の2分の1補助とする。

### 人工透析患者通院助成

公共交通機関利用額相当の2分の1補助とする。

### 重度心身障害者福祉タクシー利用助成

利用1回当たり500円とし、年間48回を上限とする。

## (22) 人権・同和施策

### あらゆる差別をなくする総合計画

新町において作成する。

### 同和对策推進協議会支援

補助金については、平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いについては新町において調整する。

### 地区活動費

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いについては新町において調整する。

### 生活相談員

2名を配置する。

新規学卒者就職奨励金

会見町の例により制度化する。

人権教育推進員

2名を配置する。

同和教育推進組織

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

人権・同和教育推進委員

町長の委嘱による委員として、行政区単位で任命する。

町進学奨励制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

### (23) 町独自医療費助成

町単独障害者医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、助成対象者は対象の広い会見町の例に、助成対象費用については対象の広い西伯町の制度に統一する。

町単独ひとり親家庭医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、対象者・助成対象経費ともに広い西伯町の制度に統一する。

町単独就学前小児医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降西伯町の制度を適用する。

### (24) 老人福祉

在宅介護支援センター

新町全域を所管する基幹型支援センターの下、各中学校区を所管する地域型支援センターを設置する。

緊急通報装置

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、システムは会見町の例により、設置料の負担は西伯町の例により統一する。

敬老会

集落・地区が主催して実施することとし、財政的な支援を行う。

町主催金婚式

町の行事としては廃止する。

町単独針・灸・マッサージ施術費補助制度

両町同一の制度であり、新町において継続する。

町単独介護用品支給

会見町の例により実施する。

介護予防地域支えあい事業

各町が実施しているメニューを引き続き実施する。

## (25) 農業振興

農政審議会

会見町の例により、新町発足後速やかに構成する。

学校給食における地産地消の取り組み

各町の活動を継続する。

定年帰農セミナー

西伯町の例により実施する。

町単独転作奨励事業

平成16年度は会見町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱い  
は新町において調整する。

小規模土地改良事業

平成16年度は会見町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱い  
は新町において調整する。

財団法人西伯町農村振興公社

出捐を継続する。

## (26) 畜産振興

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の扱  
いは新町において調整する。

## (27) 林業振興

町行造林事業

西伯町の例により実施する。

有害鳥獣対策

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の  
扱いは新町において調整する。

## (28) 商工業振興

#### 中小企業小口融資制度

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

ア 金融機関は、現在いずれかの町において取り扱いを行っている機関全てとする。

イ 新規事業者への貸付は、事業実績が6月以上の業者に対し、設備資金・運転資金を貸付対象とする。

ウ 保証人の要件は2人以上とする。

#### 同和地区中小企業融資

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

ア 保証額は、1業者当たり1,000万円以内とする。

イ 金融機関は、現在いずれかの町において取り扱いを行っている機関全てとする。

ウ 新規事業者への貸付は、事業実績が6月以上の業者に対し、設備資金・運転資金を貸付対象とする。

エ 保証人の要件は2人以上とする。

#### 工場設置奨励制度

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

ア 交付対象は、設備資金1,000万円以上、従業員数30人以上の企業とする。

イ 奨励金は、固定資産税額の100分の100とし、課税開始から3か年度とする。

#### プレミアム商品券

西伯町の例により発行する。

### (29) 観光振興

#### 観光協会

現西伯町観光協会の活動を発展的に新町全域に拡大できるよう支援する。

#### ふるさとガイドの会

会見ふるさとガイドの会の活動を発展的に新町全域に拡大できるよう支援する。

財団法人西伯町地域振興会、会見・岸本・溝口地域振興株式会社

それぞれ出捐・出資を継続する。

(30) 水道事業

供給体制・使用料は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後、水道事業の統合及び料金体系の検討を行う。

(31) 下水道事業

各町の事業・使用料金は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後早い時期に料金体系の統一を図る。

処理施設未整備区域については、各区域の特性に応じた手法により整備を進める。

受益者分担金・加入金及び利子補給制度は、西伯町の例に統一する。

(32) 道路管理

町道認定

現在の町道を新町に引き継ぐが、級別の取り扱いについては、新町発足時に基準の統一を図る。

町道局部改良事業補助

会見町の制度を引き継ぐ。

除雪

ア 対象路線・区間は、各町の例による。

イ 除雪開始積雪深は、両町が現在基準としている15cmとする。

ウ 除雪機購入補助制度は、廃止する。

(33) 道路改良地元負担金

負担率は西伯町の例、上限額は会見町の例により制度を統一する。

(34) 町道舗装地元負担金

負担率は、道路改良地元負担金の西伯町の例、上限額は会見町の例により制度を統一する。

(35) 急傾斜地崩壊防止対策事業負担金

両町で取り扱いが異なる住民負担金は、新町において調整する。

(36) 町営住宅

各町の取り扱いを引き継ぐ。

(37) かけ地近接危険住宅移転事業費補助

会見町の制度を引き継ぐ。

(38) 小学校

学校

各町の学校を引き継ぐ。

校区

新町発足時は現行のとおりとし、新町発足後、見直しを行うこととする。

学校安全会負担金

西伯町の例により保護者から負担金を徴収する。

スクールバス

運行方法、通学費の助成などについては、平成16年度は各町の例により、平成17年度以降については新町において調整する。

(39) 中学校

学校

各町の学校を引き継ぐ。

校区

新町発足時は現行のとおりとし、新町発足後、見直しを行うこととする。

学校安全会負担金

西伯町の例により保護者から負担金を徴収する。

スクールバス

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降については新町において調整する。

修学旅行

平成17年度以降合同実施をすることを前提として調整する。

(40) 給食センター

新町発足後早い時期に調理業務の一元化を行う。

(41) 社会教育

社会教育委員

委員数を15名とし、新町の教育委員発足後速やかに委嘱する。

生涯学習のまちづくり推進本部

会見町の例により組織する。

成人式

新町で統合して実行委員会方式により実施することとし、詳細については新町で調整する。

(42) 社会体育

体育指導委員

委員数を12名とし、新町発足時に委嘱する。

スポーツ振興審議会

新町発足時に委員数を7名以内として構成することとし、その内2名以上を女性とするとともに、関係行政機関職員委員は廃止する。

町民スポーツ大会

平成17年度は、新町一体感醸成事業として町の主催により実施することとし、翌年度以降は、住民の自主的運営を前提として実施する。

プール開放

西伯町の例により開放する。ただし、会見第2小学校については、現在の方式を引き継ぐ。

(43) 図書館

西伯町立図書館を本館、会見町公民館図書室を分室とし、一元的に蔵書管理を行う。

(44) 文化振興

文化財

新町に引き継ぐ。

文化財管理費補助金

平成16年度は各町の例により、平成17年度に統一する。

無形文化財等実施補助金

平成16年度は各町の例により、平成17年度以降の取り扱いは新町で調整する。

(45) 公民館

中央公民館

各町の中央公民館制度は廃止し、生涯学習センター（仮称）を整備する方向で検討する。

公民館運営審議会

委員数を15人とし、新町発足時に委嘱する。

地区公民館協議会委員

西伯町の例により委嘱する。

(46) 行政区

行政区は、各町の例による。



# 調 印 書

西伯郡西伯町及び会見町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく西伯町・会見町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月26日

西 伯 町 長

会 見 町 長

立 会 人

鳥 取 県 知 事

西伯町議会議長

会見町議会議長